

かっら川

No.174



▲河口湖線開通(昭和25年:写真オリエント提供) ▼現在の河口湖駅

主な目次

新年のご挨拶	2
令和元年度納税表彰	4
第36回法人会全国大会・正副会長会・理事会	5
支部活動報告	6
青年部会活動報告	7
女性部会活動報告	10
活動報告	14
2020年の県内経済の展望	17
大月税務署からのお知らせ	18
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	23
令和2年度税制改正に関する提言(全法連)	24
迎春(役員顔写真)	29
第44回神社めぐり(春日神社)	35
第35回高校生の税に関する標語(優秀作品)	36



消費税期限内納付
法人会一声運動



新年のご挨拶

公益社団法人 大月法人会

会長 細田 幸次



新年おめでとうございます。令和二年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

先ずは、昨年の台風で被害に遭われた皆さまには心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災された地域の皆さまの安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

昨年五月、平成から令和へ新たな時代の幕開けとともに大月法人会長を拜命致しまして早七ヶ月余りが経ちました。会員の皆様方、並びに税務当局を始めとした関係各位におかれましては、法人会の運営にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げますとともに厚くお礼申し上げます。

昨年十月一日からの消費税増税から三カ月。増税と合わせて、軽減税率制度、そしてキャッシュレス・ポイント還元事業が始まり、大きなトラブルはなかったものの、中小事業者の不満を始め、多方面で混乱が発生しました。増税の影響についての

検証結果や今後の景気の動向が気になるところです。税のオピニオンリーダーである法人会としまして、税務当局との連携をより一層深め、新制度の普及・定着に向けての研修会や税制改正で変更された主要改正事項に係る留意点等の説明機会を積極的に設け、税務知識の普及及び納税意識の高揚を図り、公正な納税と円滑な税務行政に寄与していく所存でございます。

法人会活動では、主要事業である税の啓発を中心とする活動や地域社会への貢献活動が、親会との密接な連携のもとに青年部会及び女性部会を中心にその役割を積極的に果たして頂きました。とりわけ、「高校生に税に関する標語」、「小学生租税教室及び税金絵画・絵はがきコンクール」は、次代を担うこども達に税の意義や役割を正しく理解して頂いたものと思います。両部会長始め担当支部役員の皆さまには大変ご苦勞様でした。

年が明け、地球規模での環境問題や複雑化する外交問題を始め、国内外に諸課題が山積する状況下であります。待望の東京五輪の開催もあり、日本選手の活躍と新年が明るく、輝かしい年となることを切望すると共に、会員皆様方の事業の益々のご繁栄を心から祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶

大月税務署

署長 峪 和生



令和二年の年頭にあたり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

旧年中は、細田幸次会長をはじめ、公益社団法人大月法人会の会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に對しまして、多大なる御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人会活動におかれましては、税知識の普及、納税意識の高揚、税制に関する意見の提言など税に関する活動、また、地域社会への社会貢献活動など、地域に根ざした幅広い事業活動を展開されました。

会員の皆様方には、各種の事業を展開される御努力に對しまして、心から敬意を表する次第であります。

税務行政を巡る環境が大きく変化する中、その変化に柔軟に對応し、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ためには、納税者の皆様の御理解・御協力が必要であり、法人会の皆様との連携・協調も一層進めて参る所存でございます。

さて、皆様も御承知のとおり、昨年一〇月から消費税の税率が一〇％に引き上げられるとともに、軽減税率制度の導入という大きな制度改正が行われました。執行当局である私どももいたしましたも、初回申告を見据えた丁寧な相談など制度の早期定着に向けたきめ細やかな対応に、組織を上げて取り組んで参る所存でございます。

ところで、間もなく令和元年分の所得税・消費税・贈与税の確定申告が始まります。申告に当たりましては、是非、e-Taxの御利用をお願い申し上げます。

昨年からは始まったマイナンバーカード不要のID・パスワード方式に加え、本年一月末からは一定の所得についてマイナンバーカードとマイナンバーバーカード対応のスマートフォンがあればe-Taxが利用可能となる予定であり、納税者の皆様の利便性の向上にも大いに資するものと考えております。

皆様のみならず、従業員の方々にも積極的な利用をお声掛けいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人大月法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

青年部会

部会長 吉元 潤



「新しき 年の始めの初春の
けふ降る雪のいや重け吉言」

新年明けましておめでとうござい
ます。令和最初の年頭にあたり、謹
んで新春のお慶びを申し上げます。

冒頭の歌は、万葉集に収められた
〈大伴家持〉の歌でございます。「新
しい年の初めの初春の今日、降って
いる雪のように良いことが重なりま
すように」という意味だそうで、こ
れを皆さんが読んでいる時点で雪が
降っているかは分かりませんが、良
い事はいくつでも重ねていきたいも
のですね。

さて、時代が平成から令和に変わ
り、消費税も八%から十%に変わ
りました。当法人会でも会長をはじめ
当職、部会長も、支部長をはじめ多
くの役員も変わりました。

(3) また、《全国青年の集い・大分大会》

の部会長サミットの中で話し合われ
た内容は、「法人会としての『租税教
育』活動は当然の活動内容として定
着した。」との認識の下、これからは
それに『健康経営』という考え・取
り組みをプラスしていく事を宣言し、
租税教育プレゼンテーション同様の
発表の場を作ろうとしています。

この変化・変遷・変革のタイミン
グで私が部会長になったのには、何
か意味があるのかと、考えてしま
います。組織の長として、部会員皆様
の一日一日が、良い事の重なりの上
に出来る。そんな変化なら、「変
えてはいけないモノ、変えなくては
ならないモノ」これをしっかりと見
定めながら、二年目の任期に精進し
て参る所存でございます。

結びにあたり、旧年中は、青年部
会員の皆様はもとより、税務当局
本会、女性部会、関係団体の皆様には、
青年部会の活動に対し深甚なるご理
解とご支援、ご協力を賜り厚くお礼
申し上げますと共に、新年における青
年部会員の皆様方ならび関係各位の
ご健勝とご事業のご発展を祈念し、
旧年同様変わらぬご支援、ご協力を
心よりお願い申し上げます、新年
のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

女性部会

部会長 志村美貴代



新年明けましておめでとうござい
ます。令和二年の念頭にあたり謹
んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は平成から令和に変わり、天
皇陛下のご即位は日本中が祝賀ム
ードに沸き、ラグビーワールドカップ
日本代表チームの躍進は、空前のラ
グビーフィーバーとなるなど、明
い話題に包まれた一方で、相次ぐ台
風の襲来は暴風や停電、河川氾濫に
よる大規模な浸水が発生するなど、
かつて経験したことのない災害が発
生しました。被害に遭われた皆さま
には心よりお見舞いを申し上げます
とともに、被災された地域の皆さま
の安全と一日も早い復旧を心より祈
り申し上げます。

法人会に関わるところで、十月
に消費税率が十%に引き上げられ
るとともに、軽減税率制度、そして
キャッシュレス化推進のためのポイ
ント還元事業がスタートしました。
増税の影響、今後の景気の動向につ
いては見守っていききたいと思います。

昨年の活動では、全国女性フォー
ラム富山大会への参加。日帰り研修
では羽毛布団工場の見学と立川防災
会館での地震体験等を勉強。コーラ
ス部はお母さんコーラス大会出場に
加え、福祉施設への慰問を実施。さ
らに年末チャリティー収益金の地域
社会福祉協議会へ寄付と合わせ地域
の皆様のお役に立てたことと思いま
す。さらに公益事業の目玉となる小
学生の租税教室並びに税金絵画コン
クールは富士河口湖町立勝山小学校
に於いて実施し、六十四作品が出品
され、また全国の法人会で取り組む

税金絵画がきコンクールは、今年か
ら山梨県法人会連合会主催から大月
法人会主催に変更となり、勝山小学
校、西桂小学校、禾生第一小学校の
三校から合計九十九作品を出品して
頂きました。次代を担う子供たちに
税の大切さと果たす役割について学
んで頂けたことと思います。担当支
部の役員の皆様には大変ご苦勞様で
した。併せまして、ご指導、ご協力
を頂きました税務署長を始め幹部職
員の皆様ありがとうございました。
今後も税に関する啓発活動を始め、
地域社会貢献活動並びに会員相互の
交流を深める事業に取り組んで参り
ますので引き続きご指導とご協力を
賜りますようお願い申し上げます。

結びに皆様方のご健勝並びに事業
の繁栄を祈念致しまして、新年の挨
拶とさせていただきます。

令和元年度納税表彰

令和元年十一月十四日(木)、ハイランドリゾートホテル&スパに於いて、大月税務署主催による納税表彰式が挙行され、税務行政全般に尽力され、功労のあった方々に表彰状並びに感謝状が贈呈されました。

大月法人会から受彰された方々を以下ご紹介致します。受彰者の皆様おめでとうございます。

署長表彰

常任理事・大月支部長

(株)堀江製作所 堀江 俊隆様

署長感謝状

理事・西桂支部長

(株)渡辺商店 渡邊 稔様

理事・青年部会大月支部長

(株)田中屋 佐々木弘之様

理事相当・女性部会都留支部長

(株)ソルタ 鶴田みさ子様

関係民間団体長会会長感謝状

副会長

(有)吉沢製パン 吉沢 秀雄様

副会長・青年部会長

吉田精工(株) 吉元 潤様

常任理事

富士観光開発(株) 小谷田 融様

理事・青年部会幹事長

山叶産業(株) 渡邊 訓勝様

理事相当・女性部会富士吉田支部長

(有)サンスペースアメニティ

河内 正子様



大月税務署長表彰



(株)田中屋
佐々木弘之様



(株)渡辺商店
渡邊 稔様



(株)堀江製作所
堀江 俊隆様



大月税務署長感謝状



吉田精工(株)
吉元 潤様



(有)吉沢製パン
吉沢 秀雄様



(株)ソルタ
鶴田みさ子様



関係民間団体長会会長感謝状



(有)サンスペースアメニティ
河内 正子様



山叶産業(株)
渡邊 訓勝様



富士観光開発(株)
小谷田 融様

第三十六回 法人会全国大会(三重大会)

十月三日(木)、津市産業・スポーツセンターで開催。当会より細田会長以下計十一名、全国より約千七百名が参加。

第一部は「皇室と神宮」と題し、伊勢神宮広報室広報課長の音羽悟氏による記念講演。

第二部式典では、主催者である小林栄三全法連会長挨拶、来賓祝辞、会員増強、研修参加率向上、福利厚生制度推進等の表彰と令和二年度税制改正提言及び青年部会による租税教育活動の報告。最後に次回開催県となる岩手県法人会連合会長挨拶により閉会。



令和二年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！



正副会長会 第三回理事会

令和元年十月二十四日(木)、午前十時・十一時より大月法人会館に於いて開催。審議事項については、全項原案通り承認されました。

審議事項

- 一、平成三十一年度上期活動報告及び代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告、並びに平成三十一年度上期会計報告の件
 - 二、令和二年新春講演会・賀詞交歓会開催の件
 - 三、関係民間団体長会会長感謝状被贈呈候補者推薦の件
- ### 報告事項
- 一、今後の主要事業の件
 - 二、会員状況及び会員増強の件
 - 三、福利厚生制度推進の件
 - 四、関係民間団体共催事業の件
 - 五、インターネットセミナー利用状況の件
 - 六、やまなし出会いサポートセンターの件



七、法人会全国大会(三重大会)参加の件

- 八、令和二年度税制改正に関する提言の件
- 九、会費未納先への対応の件



関係民間団体共催事業打合せ会議

九月五日(木) 大月税務署

関係民間団体長会事務局長会議

十月一日(火) 大月税務署

関係民間団体長会

十月二十五日(金) 大月税務署

支部活動報告

河口湖東西支部税務研修会・特別講演会
十月十七日(木) 富士レークホテル



上野原支部総会
八月二十八日(水) 桃華



大月支部会議・税務研修会
十二月二十七日(水) 大商協



都留支部総会・研修会
九月二十日(金) 山一



富士急グループ部会税務研修会
十二月三日(火) 富士急行本社



少年野球教室

十月二十日(日)
都留市サンスポーツランド
講師 元横浜ベイスターズ 野村弘樹氏



第三十五回 「高校生の税に関する標語」 募集事業について

当該事業は毎年十一月の税を考える週間に合わせて実施しています。平成三十一年度は上野原支部が担当となり、県立上野原高校及び日本大 学明誠高校の二校を募集対象校としました。

七月二十四日に峪税務署長はじめ 田中統括官、鈴木上席官に同行頂き 両校を訪問し事業実施協力を依頼し ました。また、同日上野原市役所に 訪問し小早川副市長に事業の説明と



協力をお願い致しました。

九月二十日、両校より千三百六十一 点の応募作品が出揃い、九月二十七 日に担当支部による一次選考会を実 施し百二十作品を選出しました。 十月十五日、大月法人会館に於いて 最終選考会を開催し、特別賞五作品、 金賞から入賞までの二十六作品合計



三十一作品を決定しました。

十一月二十一日、上野原市役所も みじホールに於いて峪税務署長、江 口上野原市長、星野東京地方税理士 会大月支部長にご臨席を賜り、厳粛 な雰囲気の中、表彰式を執り行いま した。

ご協力を頂きました関係の皆様、 そして素晴らしい標語の数々を考え て応募して下さいました高校生の皆様に 心から感謝申し上げ、報告とさせて 頂きます。

青年部会上野原支部長 尾形 直



令和2年新春講演会 賀詞交歓会のご案内

日 時：令和2年1月28日(火) 午後3時受付開始
場 所：ハイランドリゾートホテル&スパ
講 演 会：午後3時30分～
講 師：大月税務署長 峪 和生氏
演 題：「新しい相続の話と税務行政の将来像の話」
賀詞交歓会：午後5時～
会 費：5,000円



第35回 高校生の税に関する標語優秀作品

大月税務署長賞

税金で 互いに支え 支えられ

上野原高等学校 三年 石井日向子

上野原市長賞

e-Tax 意外に簡単 手間いらず

日大明誠高等学校 一年 岸部 人和

東京地方税理士会大月支部長賞

税金で つないで行こう 次の時代

日大明誠高等学校 二年 田中 佑磨

大月法人会長賞

税金は 未来を支える 立役者

日大明誠高等学校 一年 新井 彩花

大月法人会青年部会長賞

納税に 使ってみよう e-Tax

上野原高等学校 二年 榎本 有伽

金賞

税金を 正しく納め いい未来

日大明誠高等学校 二年 市村 優作

税のこと 知って学んで 明るい未来

上野原高等学校 一年 富田 梨花

銀賞

若くから 知っておこう 税制度

日大明誠高等学校 三年 小山田 葵

消費税 うまく使って 良い未来

上野原高等学校 三年 三枝 功弥

銅賞

税金で 広がる笑顔と みんなの輪

日大明誠高等学校 一年 久保佑杜里

税金で 育てる私の 好きな町

上野原高等学校 一年 相馬 知枝

佳作

十円の 偉大さを知った 消費税

上野原高等学校 三年 小俣こゆき

これからの 生活支える 消費税

上野原高等学校 二年 坂本 琴音

納税し みんなで造ろう 日本の未来

上野原高等学校 三年 小笠原詩音

上げるなら 役に立ててよ 国のため

上野原高等学校 一年 加藤 里菜

国民の 生活支える 納税意識

上野原高等学校 三年 三好 響太

納税は 国への投資 良い国に

日大明誠高等学校 二年 平 真ノ介

知ってみよう 意外と身近な 税のこと

日大明誠高等学校 一年 富井 晴香

国民の 未来を守る 消費税

日大明誠高等学校 一年 柊澤 舞依

税のこと 正しい仕組みを 知ってみよう

日大明誠高等学校 三年 赤崎 美麻

僕たちの 気づかぬところで 役立つ税

日大明誠高等学校 二年 大和田尚太

入選

考えよう 自分の未来と 税金を

上野原高等学校 三年 北村 優花

おさめよう 未来の貯金 明日の資金

上野原高等学校 三年 佐々木薫穂

考えよう 今後の社会の 消費税

上野原高等学校 三年 佐藤菜々香

考えよう 未来につながる 税のこと

上野原高等学校 二年 網野 美咲

未来への つながる一歩 その税金

上野原高等学校 二年 横内 佑奈

税金を 上手く使えば 大賛成

日大明誠高等学校 一年 加藤 大樹

消費税 気づかぬうちに 親こうこう

日大明誠高等学校 一年 安形瑠瑠子

税金を 正しく納め 豊める日本(くに)

日大明誠高等学校 一年 佐々木優太郎

税金は 未来の平和 つくる鍵

日大明誠高等学校 三年 清水 麻衣

納めよう 自分の未来 守るため

日大明誠高等学校 一年 高野 幹央

四単位会青年部会研修会

十月十六日(水) 古名屋ホテル



正副支部長等会議

十一月十一日(月) 大月法人会館



(9)



環富士山交流会
十一月二十四日(月) 伊豆方面



全国青年の集い(大分大会)
十一月八日(金) ICHIKO総合文化センター



四単位会サッカー教室 税金クイズ
九月二十一日(土) 中銀スタジアム



少年野球大会・税金O×クイズ
十二月一日(月) 西桂町民グラウンド

女性部会活動報告

平成三十一年度小学生による
「税金絵画コンクール」
「税金絵はがきコンクール」

女性部会河口湖支部担当による、小学生税金絵画コンクールを富士河口湖町立勝山小学校へお願いをし、六年生三十四名、五年生三十名から応募を頂き、二十九名の優秀作品を選考。秋風の吹く霜月十八日勝山小学校多目的ホールに於いて、大月税務署より峪署長、田中統括官、鈴木上席官、法人会より小笠原専務、志村部会長、河口湖支部役員に



御出席頂き、峪署長、志村部会長より優秀作品者に副賞を添えて表彰状を授与。絵はがきコンクールは勝山小、西桂小、禾生第一小の三校から九十六名の応募があり、最優秀作品一点は山梨県連優秀賞に決定し、税務署長賞以下計二十三点を応募各校に於いて表彰式を執り行いました。

絵画・絵はがき優秀作品は大月税務署が入っている大月合同庁舎玄関ロビーに展示しておりますので、どうぞ御覧下さい。

絵画・絵はがきコンクールで学んだ事、体験した事を生かしていただけたいと思います。

この一連の事業に携わって頂いた部会長始め支部役員の皆様には大変ご苦勞様でした。また、小学校、大月税務署、富士河口湖町、都留信用組合河口湖支店の方々には、ご指導・ご協力賜りました事、厚く御礼申し上げます。共に深く感謝申し上げます。

女性部会河口湖支部長 外川 桂子



新入会員紹介

○有限会社EM工業

(上野原市四方津一八五六―九)

代表取締役 東山 操

○株式会社クオリティー

(都留市下谷一八〇九―四四)

代表取締役 日向 陽一



東京地方税理士会大月支部長賞

小林 菜



大月税務署長賞

流石 海晴



大月法人会長賞

流石美乃里



富士河口湖町長賞

渡邊 夏鈴



女性部会長賞

渡邊隆之介



女性部会長賞

高木 亮哉



女性部会長賞

倉澤のぞみ



女性部会長賞

山本 龍弥



女性部会長賞

白石 柚來

小学生の税金絵画コンクール入賞作品



県連絵はがきコンクール選考会
十一月十九日(火) 甲府法人会館



都留支部税務研修会
九月八日(日) より道の湯



富士吉田・河口湖支部日帰り税務研修会
十一月二十五日(月) 長野方面



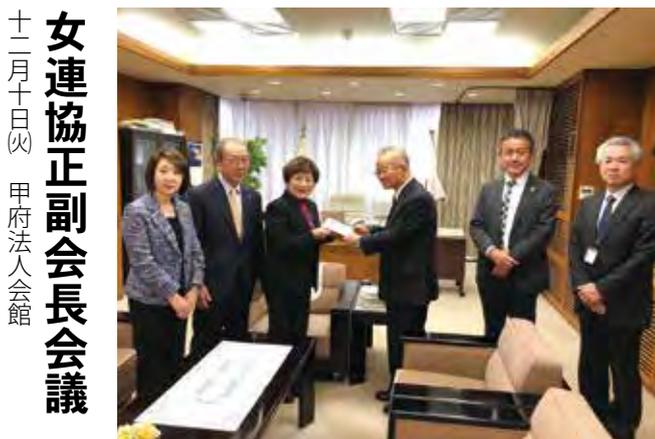
女性部会役員会
九月二十七日(金) 大月法人会館



絵はがきコンクール表彰式
十二月十一日(水) 西桂小学校



福祉施設慰問活動
十一月七日(木) 特別養護老人ホーム志仁也



女連協正副会長会議
十二月十日(火) 甲府法人会館

年末チャリティー収益金寄付
十二月十三日(金) 大月市社会福祉協議会



年末調整説明会(大月支部)
十二月十三日(金) 大月市民会館

広報誌封入作業

九月二日(月) 大月法人会館



税制・研修委員会

九月十九日(休) 大月法人会館



消費税軽減税率制度研修会

九月四日(火) 大月法人会館



総務委員会

九月二十六日(休) 大月法人会館



組織・厚生委員会

九月十日(火) ホテル鐘山苑



広報委員会

十一月十八日(月) 大月法人会館



つる産業まつり

十月二十七日(月) 谷村第一小学校





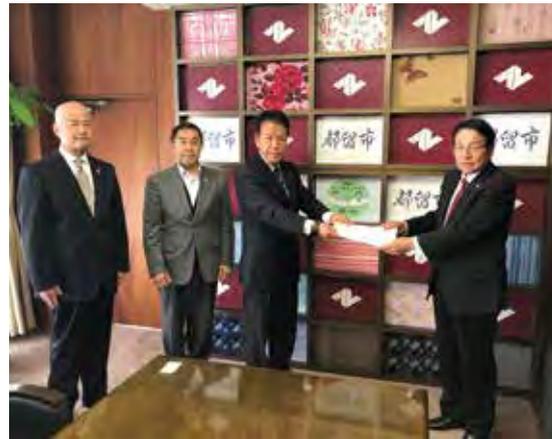
税制改正提言書提出
十一月二十七日(水) 大月市役所



第三十四回中学生税金弁論大会
十二月十二日(火) 勝山ふれあいセンター



新設法人説明会
九月十三日(金) 十名 大月法人会館
十二月十三日(金) 十名 大月法人会館



税制改正提言書提出
十一月二十一日(木) 都留市役所



決算法人説明会
九月十八日(火) 四十一名 大月税務署
十一月十九日(月) 二十四名 大月税務署



税制改正提言書提出
十二月二日(月) 富士吉田市役所



山梨県大月市大月町真木270
☎ 0554-22-1713 (セルフ・スタッフSS)

特別高圧・高圧使用の事業者様
電力会社は選ぶ時代！
電気料金削減のご提案致します。



ENEOSでんき
代理店

株式会社 田中屋

県連厚生委員会
九月六日(金) 古名屋ホテル



東国税局との意見交換会
十月三十日(水) 常磐ホテル



県連広報委員会
九月十三日(金) 甲府法人会館



県連理事会
十一月六日(水) 常磐ホテル



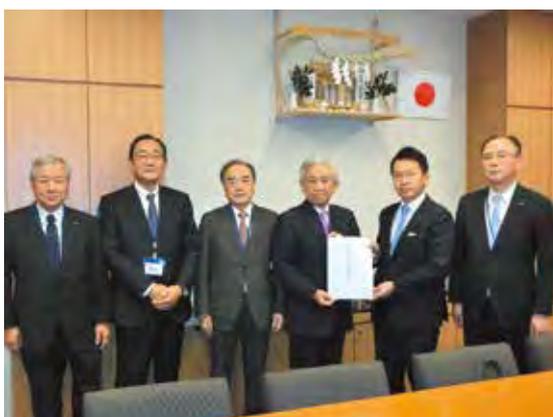
県連正副会長会
十月十八日(金) 甲府法人会館



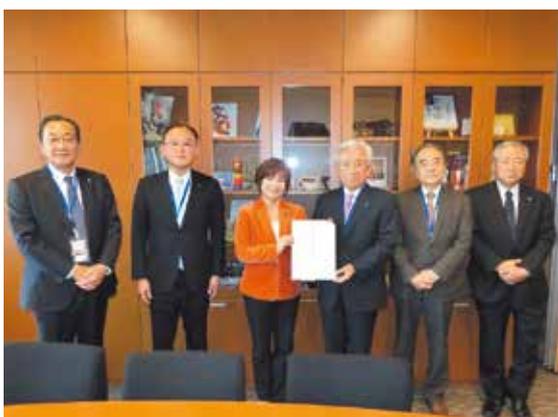
税制改正提言書提出
十一月二十九日(金) 堀内衆議院議員



税制改正提言書提出
十一月二十九日(金) 中谷衆議院議員



税制改正提言書提出
十一月二十九日(金) 宮沢参議院議員



二〇二〇年の県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社 経済調査部 部長 小柳哲史

(17) 昨年の県内経済を振り返りますと、本県の主力産業である機械工業を中心に減産傾向が広がったほか、個人消費や設備投資も力強さを欠くなど、緩やかな回復の動きに足踏み感が窺われました。

項目別にみますと、生産は、米中貿易摩擦等を背景に半導体製造装置や工作機械などが減少傾向で推移したほか、年央から年後半にかけては次第に輸送関連や産業用機械など幅広い品目にも減産の動きが広がりました。また、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業は、国内需要の伸びが期待し難いなかで、全体としては厳しい局面が続きました。

一方、個人消費は、良好な雇用・所得環境を背景に底堅く推移していましたが、長雨や台風などの自然災害の影響もあり、年央以降力強さを欠きました。

なお、観光関連をみますと、外国人観光客の入込みが過去最高水準で推移しました。国内観光客も、年央までは堅調に推移していましたが、夏場以降は天候不順等の影響もあ

り、増勢が鈍化しました。

今年の景気を展望しますと、国内景気は、オリンピックイヤーの高揚感もあり、緩やかな回復基調を辿るものとみられます。個人消費が良好な雇用・所得環境に支えられ底堅く推移するほか、海外経済が成長ペースを回復するに連れて生産・投資活動も持ち直していくと見込まれます。ただし、米中貿易摩擦の長期化等の政治・経済問題は世界経済の下振れ要因となる可能性があるため、注意する必要があります。

県内景気も、基本的には国内と同様の動きを辿ると考えられます。生産面で機械工業が増勢に転じるほか、個人消費も改善傾向で推移することが見込まれることから、全体としては緩やかな回復に向かうとみられます。

項目別にみますと、個人消費は、消費税増税の影響等で消費マインドが弱含んでいるものの、堅調な雇用・所得環境に支えられ、緩やかに持ち直していくとみられます。一方、設備投資は、力強さを欠く動きが続

くとみられます。山梨中央銀行が実施した「県内企業経営動向調査」の二〇一九年度下期（二〇一九年十月～二〇二〇年三月）の設備投資計画においては実施予定率、投資予定額ともに慎重な姿勢が窺われます。

生産については、年初は機械工業で足踏みが続くものとみられます。ただし、世界各国で5G商用化の進展を見込むなか、外需を中心にもみられるシリコンサイクル底打ちの動きが県内関連企業へ波及することで、全体として回復に向かうことが期待されます。一方、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業については、人口減少等による国内需要の伸び悩み、輸入品との競争激化などから、総じて厳しい局面が続くと思われるます。ただし、競争力のある高級品や顧客ニーズを捉えた自社ブランド製品の開発などに注力することで、新たな需要を取り込むチャンスは広がるものと考えられます。

陰陽五行によると、二〇二〇年は「庚子（かのえ・ね）」にあたります。「庚」とは草木としての成長が止ま

り、花を咲かせて種子を残す準備に入る状態を意味し、「子」とは種子の中で新しい生命を育てている状態を意味します。このことから、「庚子」の年は、「新たな芽吹きと繁栄の始まり」とされており、過去の成果から引き継ぐべきものを維持しつつ、新たな環境や局面に向けて体制を整えていくと良いといわれています。

社会を取り巻く環境は、年を追うごとに複雑さと変化のスピードを増しています。このような時代のなかでは、過去の良き伝統、体制を守りつつ、未来に向かい「進化」、「革新」を図っていくことが必要と思われるます。二〇二〇年は、結婚、新築、新規事業、開店など新しく何かを始めるとは、絶好の年回りです。折しも夏には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。日々「進化」し続ける日本人選手の活躍を期待しつつ、自身もさらなる飛躍が出来る一年にしたいものです。

税理士による 年金受給者及び給与所得者に対する無料相談

日 時：2月14日(金) 午前10時～正午、午後1時～午後4時

会 場：富士吉田市民会館 3階市民ギャラリー

○小規模納税者の所得税及び復興特別所得税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成できます（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）。

問合せ先：東京地方税理士会大月支部事務局 Tel 0555 - 22 - 8481

申告書提出に当たってのご注意

令和元年分確定申告書の提出及び納付期限

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税 ⇒ 令和2年3月16日(月)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税 ⇒ 令和2年3月31日(火)

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告

検索

STEP 国税庁ホームページでは、所得税・消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成することができます。

2 申告書を作成

STEP 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

3 e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。（領収書の提出は不要となりました。）

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

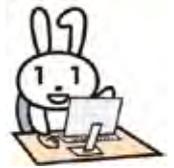
確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
 - ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）又は②の写しを添付してください。
 - ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。



大月税務署からのお知らせ



【問合せ先】〒401 - 8502 大月市御太刀2 - 8 - 10 Tel 0554(22)3151 (代表)

※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

申告書作成会場 の開設期間

開設期間	会場	所在地	時間
2月17日(月) ～3月16日(月) ※土、日及び2月 24日(月)を除きます。	大月税務署 3階	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時まで (提出は午後5時まで) 【相談】 午前9時から午後5時まで

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していませんのでご了承ください。
- 会場開設日及び申告書提出期限間際は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 当署の駐車スペースには限りがございますので、極力お車での来署はご遠慮ください(駐車の際、お待ちいただく場合があります。)
- 税務署内には、コピー機及び公衆電話はありませんのでご了承ください。
- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。

【案内図】



会場は混雑しますので、ID・パスワード方式を利用したご自宅からのe-tax申告がおすすめです。

税理士による 無料申告相談 ～申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間
2月3日(月)	富士河口湖町役場コンベンションホール	富士河口湖町船津1700	午前10時～正午
2月4日(火) 2月5日(水)	上野原市もみじホール 2階会議室	上野原市上野原3832	
2月6日(木) 2月7日(金)	富士吉田市民会館 3階会議室	富士吉田市緑ヶ丘2-5-23	午後1時～午後3時

- 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。
- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。**申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。**
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 申告書用紙の発送時期の関係で、相談日が過ぎている場合がございますのでご了承ください。

消費税確定申告書付表の作成



決算書類（青色申告決算書等）に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、**決算書類からは消費税確定申告書の作成ができません。**

このため、課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるよう、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「課税取引金額計算表（事業所得用）」（以下「計算表」といいます。）等の様式を用いて整理しておくとう便利です。

（注）個人事業者の方については、この計算表のほか、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」を国税庁ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

なお、「課税取引金額計算表（事業所得用）」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。

課税取引金額計算表

（令和 年分）

（事業所得用）

科 目	決 算 額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	課税取引金額		
				令和9.30以前(※2) うち旧税率 6.3%適用分 D	令和10.1以後(※2) うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F
売上（収入）金額 （雑収入を含む） ①	円	円	円	円	円	円
売上原価	期首商品棚卸高 ②					
	仕入金額 ③					
	小 計 ④					
	期末商品棚卸高 ⑤					
差引原価 ⑥						
差引金額 ⑦						
租税公課 ⑧						
荷造運賃 ⑨						
水道光熱費 ⑩						
旅費交通費 ⑪						

中小事業者の税額計算の特例

令和元年10月1日（軽減税率制度実施後）から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者^{（注）}については、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

計算の特例の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

（注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

免税事業者の方へ

免税事業者の方は、消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が消費税申告で仕入税額控除を行うために、区分記載請求書等を交付するなどの対応が必要になる場合があります。



消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。



令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。これに伴い、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則^(注)として「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。

(注) 中小事業者の特例については、裏面の「中小事業者の税額計算の特例」をご参照ください。

帳簿の区分経理・記載事項

毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	令和元年10月1日から 【区分記載請求書等保存方式】
帳簿への記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

税率区分

適用時期 区分	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」といいます。)	令和元年10月1日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

帳簿(経費)

2019年		内容	金額
月	日		
8	XX	水道光熱費 (○市)	△,△△△
⋮	⋮	⋮	⋮
11	XX	会議費※ (○商店、お茶代)	□,□□□
		会議費 (○商店、文具代)	□,○○□
11	XX	接待交際費※ (○應、お菓子代)	□,□□□
⋮	⋮	⋮	⋮
2019年合計			○○○,○○○

(旧税率対象) 旧8%対象 ▲▲▲▲▲▲
 ※軽減税率対象品目 8%対象 ■■■■■■
 10%対象 ●●●●●●

消費税確定申告書を作成する際、旧税率8%、軽減税率8%及び標準税率10%を区分して計算する必要があります!

消費税申告書 付表2-2(令和元年9月30日までの取引分)

	6.3%分	旧税率分小計
課税仕入れに係る支払対価の額	△△△,△△△	◇◇◇,◇◇◇

消費税申告書 付表2-1(令和元年10月1日からの取引分)

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■ ■ ■ ■ ■ ■	● ● ● ● ● ●	○○○,○○○

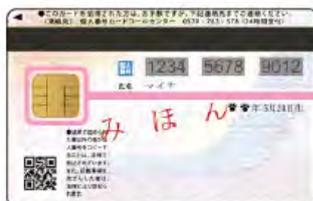
(注) 1 帳簿及び申告書付表は記載を簡略化しています。
 2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあな
たの顔写真入り!
「身分証明書」
として使えるよ!



<おもて面>



<うら面>

うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に! マイナンバーカード!



身分証明書 になる!

ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える!



各種証明書をコンビニ で取得できる!

全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる!
※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30~23:00までとなります。



ポイントで 買い物ができる!

2020年度
実施予定!

地域の商店やオンラインで
お買い物に使える!



健康保険証 として使える!

2021年3月(予定)からスタート!
ピッとかざすだけでOK!
とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平日 9時30分~20時00分
土日祝 9時30分~17時30分 (年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード
050-3818-1250

その他のお問合せ
050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>



e-Tax 推進協議会からのお知らせ



マイナンバーカードを活用して



ネットで申告(e-Tax)をより便利に!

e-Taxで申告するには?

STEP 1

マイナンバーカードを取得

マイナンバーカード対応の
スマホ一覧はこちら

STEP 2

ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応の
スマートフォンを用意



STEP 3

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーへ

e-Taxのメリットは?

より便利になりました

本人確認書類
の提出が不要

本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

これからも
より便利に

マイナンバーカードを活用してe-Taxで申告書を送信する場合、e-Taxの
利用者識別番号(ID)・パスワードの取得・入力・管理を不要にするなど、
利便性を高めるため様々な取組を行っております。

マイナンバーカードでできることって?

今後もできること
を増やしていきます

メッセージ
の確認

マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから、
申告した内容や税務署からのお知らせを確認できます。

身分証明書
として

マイナンバーカードのおもて面は、運転免許証などと
同様に公的な身分証明書として利用できます。

その他のメリットは
こちら



マイナンバーカードってどうやって作るの?

あなたに
ぴったりの
申請方法で

郵便・パソコン・スマホなどで申請でき、無料で
取得できます。詳しくは、マイナンバーカード
総合サイトをご覧ください。

スマホによる
申請はこちら



マイナンバーカード 取得方法



令和二年度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合会

はじめに

我が国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。円安・株高などをもたらした異次元の大規模金融緩和の効果が期待できなくなつたうえ、米国と中国の通商摩擦によるマイナス影響が我が国でも顕在化してきたからである。

アベノミクスが「一丁目一番地」と位置付けた規制改革を中心とした成長戦略に本腰を入れていけば、こうした外的ショックにも強い自律的好循環に移行していたであろう。しかも、長期にわたる安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却もできず、異次元緩和の出口戦略の議論にさえ入れていない。極めて残念である。

国家的課題である財政健全化に至っては、後退に後退を重ねてきた。社会保障の恒久的安定財源である消費税の税率10%への引き上げは本年10月に実現の運びとなったが、これは当初予定より4年遅れである。かつ、増税による景気変動の抑制を目的とした増収増を上回る財政措置についても過剰な対策との批判が高まっている。

こうした政策はひとえに財政規律が毀損された結果といえよう。すでに社会保障4経費に限定されていた消費税の使途は教育無償化にも拡大され、「社会保障と税の一体改革」の理念は大きく失われている。基礎的財政収支（プライマリバランス＝PB）の黒字化目標も2025年度へ大幅に先送りされたままである。

海外経済面では指摘した米中の対立が安全保障の側面も有する摩擦にまで発展しているほか、トランプ米大統領の保護主義政

策が我が国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

こうしたことにより景気の減速が顕著になれば、地域経済と雇用の担い手である中小企業も厳しい局面に立たされる。政府は「令和」という新しい時代を迎えた今こそ、成長戦略と税制改革に不退転の決意で取り組まねばならない。

基本的な課題

1. 税・財政改革のあり方

「令和」という新時代を迎えた我が国の長期債務残高は国と地方を合わせて1,100兆円を越し国内総生産（GDP）のほぼ2倍と、先進国の中で突出した悪化ぶりとなっている。振り返ってみると、平成初頭期には赤字国債の発行ゼロを達成したのだから、その後のおよそ30年間がいかに借金を積み上げた時代だったかである。

デフレの長期化という側面があったにせよ、ここまで財政を悪化させた主因が社会保障を中心とした「受益」と税や社会保険料といった「負担」のアンバランス、つまり「中福祉・低負担」の税財政構造に根差していることは言うまでもない。裏返してみれば、目指すべき「中福祉・中負担」への転換がなされなかったのである。

我が国が先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題を抱えていることは、かねてより周知の事実であった。その問題解決には「受益」を大胆に抑制し、「負担」を適正な水準に引き上げるしか方策がないことも明白であった。

にもかかわらず、政治は一部の政権を除

いて問題を放置、解決策の先送りを繰り返してきた。とりわけ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立を目的にした「社会保障と税の一体改革」で定めた消費税10%への引き上げが、極めて説得力を欠く理由で2度も延期されたことは、財政規律を毀損するに十分であった。

今般、この税率引き上げがやっと実現の運びとなったが、これから本格化する社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、極めて不十分と言わざるを得ない。「令和」という新時代が幕を開けた今こそ、平成時代に毀損された財政規律を取り戻し、「受益」と「負担」の均衡に向けて税率10%超への議論を早急に開始せねばならない。そして問題解決の具体的道筋をまとめ実行に移す。それは政治のみならず、国民一人ひとりに求められる責務であろう。

1. 財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げが実現の運びとなったが、「社会保障と税の一体改革」では2015年10月に引き上げる予定だったのだから、実に4年遅れたことになる。しかも今回の引き上げでは、財政規律を大きく損なう2つの問題があった。

ひとつは消費税の使途拡大である。「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費に限定していた使途を幼児教育無償化にまで拡大したのである。これにより改革理念は失われ、社会保障の安定財源確保を目的とした消費税のあり方も変質してしまった。

2つ目は税率引き上げによる景気悪化抑制を理由とした過剰ともいえる財政措置である。増税による負担増という影響額をこの幼児教育無償化などで2兆円程度に抑制したうえ、ポイント還元や公共事業などで

2. 3兆円の財政措置を行ったのである。いくら税率引き上げへの環境整備が必要だったとはいえ、増税による増収増を財政支出が上回ったのでは、何のための増収なのか本末転倒の誹りは免れまい。

財政健全化目標に至っては、財政規律など存在しないも同然となっている。政府は昨年、基礎的財政収支（プライマリバランス＝PB）の黒字化目標達成を消費税引き上げ延期に伴い2020年度から2025年度へ大幅に先送りし、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2019）でもこれを踏襲した。しかし、本年7月に更新された内閣府の「中期の経済財政に関する試算」では、高い名目成長率を前提としても2025年度には2.3兆円の赤字が残るとしている。

昨年策定された2021年度の間目目標である1PB赤字の対GDP比を1.5%程度2債務残高対GDP比を1.80%台前半3財政収支赤字を対GDP比3%以下という指標も同様に踏襲されたが、これは2025年度のPB黒字化目標以上の問題を内包している。なぜなら、「債務残高」と「財政収支」の対GDP比は、長期金利が成長率を下回る異次元緩和が目標達成を容易にしているだけで、いずれ金利が正常化すれば指標は急速に悪化する。つまり、国民に誤解を与えやすい目標であることを指摘しておかねばならない。

そして今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきなのである。

(1) 一般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラバラ政策となってはならない。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳入・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 一般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2、社会保障制度に対する基本的考え方

団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。また、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎

える2040年には、社会保障給付費が190兆円(2019年度約124兆円)に達する見込みである。

社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

その意味で注目されるのは、来年度が2年に一度の改定年に当たる診療報酬である。これまでの改定では「薬価」引き下げで診療報酬全体を抑制してきたが、今回こそ「本体」にどう切り込むかが焦点となる。

また、「骨太の方針2019」では高齢者の雇用・就業機会を確保するため、70歳までの就業機会の確保を企業の努力規定として求めていくことを盛り込んだが、年金支給開始年齢の引き上げも一体的に議論する必要がある。さらに、将来の廃止も検討されている在職老齢年金制度については、将来世代の年金財源への影響を考慮すれば慎重であるべきであろう。

超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じること原則とする必要がある。

医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置づけ、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とならない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3、行政改革の徹底

一般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。しかし、政府・議会がこの国民の要請に応えているとはとても

言えない。

たとえば「一票の格差是正」や合区対策を理由に参議院定数を6増やしたことである。一票の格差は是正せねばならないが、それは定数を増やすのではなく、減らす方法で行うべきであり、国民が求める議員定数の抜本的削減に逆行している。しかも、この6増による経費増を削減する方策として、参議院議員の歳費を月額数万円自主返納するというが、これは明らかに国民の批判を回避するための小手先のパフォーマンスとみられても仕方あるまい。

また近年、地方の政府・議会を含め、国民の信頼を裏切るような不祥事が相次いでおり、国民の不信感は極度に高まっている。もはや改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4、消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含

めて見直しが必要である。

また、税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は、軽減税率制度だけでなく、これら経済対策についても国民や事業者に対して周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。

すでに指摘したように、消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に不可欠、かつ極めて重要である。このため、税率引き上げ後も消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が求められる。

(1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5、マイナンバー制度について

マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

そのためには、国民にどうカードの利便性を実感してもらうかがカギになる。その意味で2021年3月よりマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されるのは重要である。また、e-Tax

やeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

制度の運用に当たって不可欠なのは、年金情報流出問題などでみられた個人情報漏洩の防止、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の信頼が担保される措置を講じることである。さらにコスト意識の徹底にも努めねばならない。

マイナンバー制度の利用範囲については、社会保障と税、災害対策に限定されているが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題である。たとえば世帯収入の把握なども簡単になり、新たな制度設計がしやすくなるといったメリットもあるからだが、それには広範な国民的議論が必要になる。

6、今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、1経済の持続的成長と雇用の創出2少子高齢化や人口減少社会の急進展3グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造的変化4国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性—などにどう対応するかという視点を踏まえ、税制全体を抜本的に見直ししていくことが重要な課題である。

II、経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな景気拡大基調に黄信号がともりはじめたといわれる。米中経済摩擦の影響などで企業収益に陰りが見えてきたからである。

さらに、アベノミクス最大の成果をもたらしたといわれる円安・株高傾向の行方も不透明になっている。その背景には米国の金融引き締めから緩和へ微妙に舵をきる一

方で、我が国の異次元の大規模緩和策に手詰まり感が出ていることがある。それどころか、行き過ぎた緩和により市場機能や金融機能に歪みが生じている。

「骨太の方針2019」はAI(人工知能)活用による生産性向上や教育無償化などを中心とした「人づくり革命」、長時間労働の是正などによる「働き方改革」といった経済社会の活性化策を打ち出しているが、焦点が絞られていないうえ潜在成長力をどの程度押し上げるのか定かではない。成長戦略の「一丁目一番地」であったはずの規制緩和、とりわけ農業や医療といった岩盤規制に改めて切り込む必要がある。

指摘したように、相互の保護主義政策がぶつかる形の米中経済摩擦をはじめ我が国を取り巻く環境は一層、厳しくなっている。対外的には日・EU(欧州連合)経済連携協定(EPA)の活用など自由貿易政策を推進し、国内的には個人消費の喚起と企業の膨大な内部留保を活用する方策が不可欠である。

また、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化策もより重要になる。そのためには地方創生戦略との連携強化や、事業承継税制のさらなる改革が求められよう。

1、法人実効税率について

平成28年度税制改正で、法人実効税率「20%台」が実現(29・74%)したが、先進国クラブと称されるOECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、一般の法人実効税率引き

下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2、中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

(1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3)中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3、事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III、地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になる。

今年度が最終年にあたる第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を振り返ってみると、こうした理念や意識が希薄だったように見える。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地域技術やビジネス手法を開発していかなければ真の活性化にはつながらない。

その意味で、「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。今般の税制改正では過度な返礼品を送付している自治体を制度の対象外にする見直しが行われたが、当然の措置であろう。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

また、「地方は国の仕送り(地方交付税)を貯金している」として問題になった地方の基金残高総額も過去最高の22.0兆円(29年度)に膨らんだままである。そもそも、地方交付税制度は国が地方の不足財源を厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策に

よる本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の実業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2)広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV、震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度(令和2年度))」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たって

はこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V、その他

1、納税環境の整備

行政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2、租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

税目別の具体的課題、個別法令・通達関係は、紙面の都合上省略いたします。

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。



「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査 実施の有無 有 無
(法人会 自主点検チェックシート)

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。



(記入例)

17 加入組合等の状況

大月法人会会員
(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



大月法人会

電話番号等 0554-45-6565

URL等 <http://www.otsuki-hojinkai.jp>



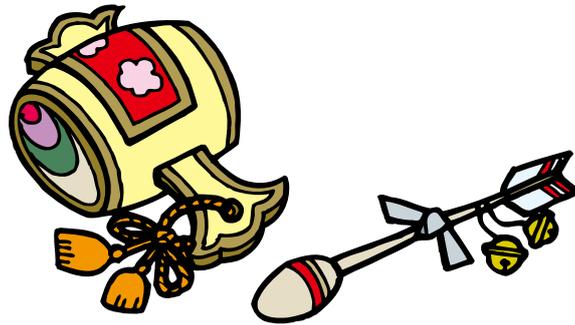
迎春



 相談役 ㈱コバヤシ工業 小林 武	 相談役 アイトー電子㈱ 長田 富也	 相談役 堀内電気㈱ 堀内 富久	 相談役 ㈱山梨中央銀行吉田支店 藤田 豊	 相談役 秋山土建㈱ 大崎 俊浩	 顧問 原田 威	 顧問 滝口 哲夫
 相談役 東京地方税理士会大月支部 星野 充俊	 相談役 小林工業㈱ 小林余し緒	 相談役 ㈱山岸旅館 外川 凱昭	 相談役 中央観光㈱ 細谷 憲二	 相談役 ㈱新名製作所 新名 米光	 相談役 ㈱大和屋薬局 奈良 紀子	 相談役 ㈱榎田商店 榎田 則夫
 副会長 ㈱吉沢製パン 吉沢 秀雄	 副会長 ㈱梶原工業所 梶原 秀博	 副会長 三栄工業㈱ 鯨岡 正文	 副会長 ㈱メイト 山口 照義	 副会長 日伸総建㈱ 志村美貴代	 副会長 川上建設㈱ 川上洋一郎	 会長 ㈱富士山アグリファーム 細田 幸次
 常任理事 ㈱ミネルバ 越石 賢一	 常任理事 濱野屋フィートラスト㈱ 天野 太文	 常任理事 ㈱堀江製作所 堀江 俊隆	 常任理事 ㈱田村組 田村 夏子	 常任理事 ㈱鈴木製作所 鈴木 誠一	 専務理事 公益社団法人大月法人会 小笠原能久	 副会長 吉田精工㈱ 吉元 潤
 常任理事 船津観光㈱ 梶原 信行	 常任理事 ㈱総合保険企画 高村 春久	 常任理事 秋山土建㈱ 立川 正史	 常任理事 富士急行㈱ 堀内光一郎	 常任理事 ㈱大森工務所 大森 剛仁	 常任理事 ㈱こみたけ売店 小佐野紀之	 常任理事 ㈱共立機械 藤江 一枝
 理事 甲陽産業㈱ 三木 範之	 理事 ㈱尾形製作所 尾形 直	 理事 ㈱キドハイテック 城戸 正三	 理事 ㈱トーホー 守屋 博文	 理事 三共建設㈱ 白木 孝郎	 常任理事 ㈱協和生コン 倉澤 鶴義	 常任理事 富士観光開発㈱ 小谷田 融

 理事 <small>(株)ユーシン</small> 荻原 秀祥	 理事 <small>(有)小林仏壇</small> 小林 清哲	 理事 <small>(有)印刷エトリ</small> 餌取 一成	 理事 <small>(有)井上石油</small> 井上 博之	 理事 <small>(株)龍美建設</small> 清水美恵子	 理事 <small>(株)ナイトー建商</small> 内藤 定子	 理事 <small>(株)田中屋</small> 佐々木弘之
 理事 <small>(有)こみたけ売店</small> 小佐野昇一	 理事 <small>(株)桑原興業</small> 桑原 安男	 理事 <small>芙蓉実業(株)</small> 山下佐一郎	 理事 <small>(株)マシナリー</small> 宮下 完爾	 理事 <small>(株)渡辺商店</small> 渡邊 稔	 理事 <small>(株)長田電材工業</small> 菊地 明久	 理事 <small>山二商事(株)</small> 赤澤 克夫
 理事 <small>(有)フロスジャパン</small> 柏木おさむ	 理事 <small>富士水熱設備工業(株)</small> 高村 浩明	 理事 <small>三浦化成工業(株)</small> 三浦 信	 理事 <small>(株)大森林業所</small> 大森 保廣	 理事 <small>(有)吉田タクシー</small> 渡邊 千恵	 理事 <small>山叶産業(株)</small> 渡邊 訓勝	 理事 <small>伊東商店(株)</small> 伊東 貴也
 理事相当 <small>富士航空電子(株)</small> 吉澤 武司	 監事 <small>(株)吉野土建</small> 吉野 保美	 監事 <small>(株)ナカヤマ</small> 中山 愛美	 監事 <small>(株)新津</small> 新津 好久	 理事 <small>(株)富士レークホテル</small> 井出 泰済	 理事 <small>(有)山岸旅館</small> 外川 桂子	 理事 <small>(株)コバヤシ工業</small> 小林ゆくよ
 理事相当 <small>濱野屋ティートラスト(有)</small> 天野 統一	 理事相当 <small>(有)土屋輪業</small> 土屋 和也	 理事相当 <small>(有)大中精機製作所</small> 市川 賢一	 理事相当 <small>大一木材(株)</small> 小林 宏好	 理事相当 <small>(有)西忠エージェンシー</small> 西室 信男	 理事相当 <small>(株)ユーキ</small> 小泉 裕次	 理事相当 <small>(株)平井製作所</small> 平井 勉
 理事相当 <small>渡秀工業(株)</small> 渡辺 浩次	 理事相当 <small>パイロット測量設計(株)</small> 堀内 満	 理事相当 <small>(有)小池時計店</small> 小池 久司	 理事相当 <small>宮川電気(株)</small> 奥脇 芳弘	 理事相当 <small>山崎織物(株)</small> 山崎 泰洋	 理事相当 <small>(有)中村薬局</small> 金巻 裕	 理事相当 <small>中村エンジニアリング(株)</small> 中村 武
 理事相当 <small>井出電気(株)</small> 井出 隆	 理事相当 <small>(株)エムティーシー</small> 松浦 潤一	 理事相当 <small>(株)サイコ</small> 三浦 敬伯	 理事相当 <small>(株)渡辺工務店</small> 渡邊 教彦	 理事相当 <small>三和建设(株)</small> 渡邊 三雄	 理事相当 <small>(有)寿司華</small> 岩田 伸吾	 理事相当 <small>(有)東京屋製菓</small> 中村 元

 理事相当 山陽精工(株) 白川 敏子	 理事相当 (株)湖山商事 湖山 和子	 理事相当 市川リース(株) 市川 公子	 理事相当 (株)白井自動車 白井佳津子	 理事相当 (株)土屋製作所 土屋きよ美	 理事相当 (株)アトラス測量 大石 秀世	 理事相当 登り坂石油(株) 渡邊 良孝
 理事相当 (株)山梨重機 横打香代子	 理事相当 (株)渡辺商店 渡邊ふく子	 理事相当 (株)ツルタ 鶴田みさ子	 理事相当 (株)サナミ製作所 佐波 佳子	 理事相当 (株)山口製作所 山口 光子	 理事相当 (株)コタカ電化 小高 洋子	 理事相当 (株)山口乳業 山口 輝子
 理事相当 (株)オプトナカムラ 中村 勝子	 理事相当 登り坂石油(株) 渡邊 林美	 理事相当 (株)天下茶屋 外川正知恵	 理事相当 (株)協和生コン 倉澤 光代	 理事相当 (株)サンスペースアメニティ 河内 正子	 理事相当 エスプラン(株) 白井恵美子	



HORIE

株式会社 堀江製作所



代表取締役 堀江 俊 隆

〒409-0501 山梨県大月市富浜町宮谷329

TEL 0554-22-1511 FAX 0554-22-5243

E-mail horie@horiess.co.jp

URL <http://www.horiess.co.jp/>



<http://www.kk-tsuruta.jp/>

株式会社 **WILU**

南都留郡西桂町小沼221-1
TEL 0555-25-3688

新品カー用品の販売・取付



西桂店
南都留郡西桂町小沼221-1 TEL 0555-25-3525

中古・新品カー用品の
買取・販売・取付



都留店
都留市田野倉468-2
TEL 0554-45-1555

昭和店
中巨摩郡昭和町押越825
TEL 055-275-8101

富士吉田店
富士吉田市松山5-9-1078
TEL 0555-20-1666

一宮店
笛吹市一宮町一宮824
TEL 0553-39-9600

吉田のうどんをメインとした飲食店



西桂店
南都留郡西桂町小沼1112-1 TEL 0555-29-2040



オーダーメイドまくら オーダーメイド寝具製造販売

安眠堂 枕家

〒403-0022 山梨県南都留郡西桂町小沼202-7

TEL 0555-25-3901 URL <http://www.makuraya678.jp/>



令和二年

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
に
安心をお届けしてまいります
本年も
何卒よろしくお願ひ申し上げます

謹賀新年

(引受保険会社)



山梨支社

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスクイビル4F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

法人会会員の
みなさまへ

法人会の経営者大型総合保障制度 企業保障プラン

Lタイプα [無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)]

広げよう
企業保障の
大きな傘を

ポイント1 安心の長期保障

経営者が万一の際に、残されたご家族に支給するための死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。また、企業防衛に必要な「運転資金」「借入金返済資金」などにも保険金が役立ちます。

ポイント2 柔軟な保障コスト(保険料)

「保険金額」「保険期間」の設定に加え、解約払戻金抑制割合を指定することで、「保険料・解約払戻金のバランス」を自在に設計することができます。

ポイント3 長期安定的な解約払戻金

解約払戻金を「経営安定資金」や「退職金原資」など幅広い用途に活用可能です。高い解約返戻率が長くつづくため、勇退時期が予定より前後にずれても安心です。

- ※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時には0になります。また、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。
- ※解約払戻金・保険料は、契約時に指定する解約払戻金抑制割合(0~100%)に応じて決定されます。100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなり、保険料は最も安くなります。0%に指定した場合、解約払戻金・保険料ともに最も高くなります。解約払戻金抑制割合は契約時にのみ指定可能で、保険期間中に変更することはできません。
- ※この保険には満期保険金・配当金はありません。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- この制度は、法人会会員向けの制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社 **DAIDO** 大同生命保険株式会社

多摩支社 甲府営業部/
山梨県甲府市相生1-2-31(大同生命甲府ビル4F)
TEL 055-232-6411

F-2019-1002(2019年8月7日)



法人会のビジネスガード Business Guard

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル
社社で入る
医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



地震災害の
リスクをガード

法人会の
ハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット



充実の福利厚生サービス

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がディーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

山梨支店

〒400-0032
山梨県甲府市中央2-9-21 ファース甲府ビル4F
TEL. 055-228-6311 FAX. 055-233-5323
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

好評につき復活!

ふぐ・福 宿泊プラン

【ふぐ刺し・ふぐ鍋】

お一人様

4名様
より

11,000円~

サービス料・消費税込(入湯税別)
西館和洋室 河口湖眺望・喫煙

【開催期間】2019 12/1(日) ~ 2020 3/19(木)



フランス料理日帰りプラン

- お受けできる席数・人数に限りがございます。
- 火曜日定休となります。
- 小学生未満のお子様のご利用はお断りさせて頂いております。

ランチ (2コース)

A. 4,235円

B. 6,050円

(サービス料・消費税込)
※入浴・休憩室はついておりません。



ディナー

8,470円

(サービス料・消費税込)
※入浴・休憩室はついておりません。



宿泊プラン

「ふぐ・福 宿泊プラン」にお一人様あたり+2,200円(税込)で夕食を「フランス料理」にご変更出来ます。

※詳細は料金表カレンダーをご覧ください。

ふぐ・福 宿泊プラン【西館和洋室】ご利用カレンダー

各プランのご利用日の金額は下記カレンダーをご参照ください。

January 2020 1月						
日	月	火	水	木	金	土
			△	△	△	△
5	△	△	△	△	10	11
12	△	△	△	△	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

February 2月						
日	月	火	水	木	金	土
						①
②	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

March 3月						
日	月	火	水	木	金	土
△	2	3	4	5	6	★
8	9	10	11	12	13	△
15	16	17	18	19	20	△
22	23	24	25	26	27	△
29	30	31				

4名1室利用時、消費税込・入湯税別のおひとり様の料金です。
 2名様ご利用の場合 +3,300円
 3名様ご利用の場合 +2,200円

● 11,000円 ◆ 12,100円
 ● 14,300円 ★ 15,400円
 ● 16,500円 ♥ 18,700円
 ○ 冬 花 火 \ 予約不可日

富士に抱かれる創業80有余年の歴史
静かな刻流れる湖畔のリゾートで過ごす癒しの旅をどうぞ



富士レークホテル

www.fujilake.co.jp

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1番地

TEL:0555-72-2209

FAX:0555-73-2700

詳しい情報はホームページへ

富士レークホテル

検索

河口湖 冬花火

凜とした冬の夜空に咲く「美の大輪」



2020 1/18~2/23の土・日開催



神社めぐり

第44回

春日神社(旧村社)

鎮座地 都留市中津森八五四番地

御祭神 天児屋根命

例祭日 九月第二土曜日

宮 司 金子寿元

境内地 一〇〇〇坪

氏子戸数 一六〇戸

由緒沿革

勸請年代は定かではないが、慶長五年（一六〇〇年）五月に社殿が造営されている。社領地一石一斗六升七合は、慶長六年八月二十六日寄進したもので、寛文九年（一六六九年）領主秋元但馬守が検地をした折水張を下し置かれた。甲斐国志に一「赤石春日明神」中津森村本村氏神也社内除地六畝歩社領九畝武拾四歩祭礼七月十九日薄原村神主兼帯とある。明治五年五月村社に列格。



平成
31
年度

第35回 高校生の「税に関する標語」 優秀作品

 公益社団法人 大月法人会 青年部会



税金で 互いに支え 支えられ

上野原高等学校 3年 石井日向子



e-Tax 意外に簡単 手間いらず

日大明誠高等学校 1年 岸部 人和



税金で つないで行こう 次の時代

日大明誠高等学校 2年 田中 佑磨



税金は 未来を支える 立役者

日大明誠高等学校 1年 新井 彩花



納税に 使ってみよう e-Tax

上野原高等学校 2年 榎本 有伽



税金を 正しく納め いい未来

日大明誠高等学校 2年 市村 優作



税のこと 知って学んで 明るい未来

上野原高等学校 1年 富田 梨花



若くから 知っておこう 税制度

日大明誠高等学校 3年 小山田 葵



消費税 うまく使って 良い未来

上野原高等学校 3年 三枝 功弥



税金で 広がる笑顔と みんなの輪

日大明誠高等学校 1年 久保佑杜里



税金で 育てる私の 好きな町

上野原高等学校 1年 相馬 知枝